

令和4年2月定例会 総務委員会

令和4年3月8日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・公安委員会関係〕

井下委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（13時03分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・公安委員会関係の調査を行います。

この際、追加提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

経営戦略部

【追加提出予定議案】（提出予定議案（追加）、補正予算案の概要（追加分）、
第1号補正予算案の概要、説明資料（その4））

- 議案第77号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第78号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第79号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【報告事項】

なし

公安委員会

【追加提出予定議案】（説明資料（その4））

- 議案第82号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第83号 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【報告事項】

なし

仁井谷経営戦略部長

それでは追加提出予定案件について御説明いたします。

まず、全体状況についてでございます。

令和4年2月徳島県議会定例会提出予定議案（追加）を御覧ください。

閉会日に追加提出いたします議案は、第77号から第83号の条例案7件、第84号議案は2月24日の総務委員会におきまして御説明いたしました「未知への挑戦」とくしま行動計画の変更について、第85号、第86号は教育委員会教育長及び監査委員に係る人事案件、第

87号及び第88号は補正予算案でございます。

このうち、経営戦略部所管分である条例案の第77号から第79号までの3件でございます。後ほど別の資料において御説明いたします。

続きまして、第87号の補正予算案について御説明いたします。

令和3年度2月補正予算（案）の概要（追加分）の1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、先日の経済委員会の付託委員会において御報告し、去る2月24日から危機管理調整費を活用して申請受付を開始しております徳島県事業継続応援金の増額及び徳島県事業継続応援金に使用した危機管理調整費の補充など、新型コロナ対策について編成いたしました。

補正予算額は32億円となっております。

資料2ページは、歳入、歳出の内訳を示しております。

上段が歳入の内訳でありまして、全額が国庫支出金でございます。また、下段が歳出の内訳でございます。総務費及び商工費におきまして所要額を計上いたしております。

3ページは歳出の性質別の内訳を記載しております。

次に、補正予算案の第88号についてでございます。

令和4年度第1号補正予算（案）の概要の1ページを御覧ください。

この補正予算は、国のG・O・T・Oトラベル事業終了後の県外観光客の誘客促進と県内での観光消費の拡大を図る県版G・O・T・Oトラベル事業、また、老朽化が進行しているオロナミンC球場の内野スタンドの全面改築に向けた基本設計の実施など、喫緊に対応すべき事項について編成いたしました。

補正予算額は38億5,400万円となっております。

資料2ページは、歳入、歳出の内訳を示しております。

上段が歳入の内訳でありまして、国庫支出金及び繰入金におきまして補正額を計上いたしております。また、下段の歳出におきましては、商工費及び土木費におきまして所要額を計上いたしております。

3ページには歳出の性質別の内訳を記載しております。

追加提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、経営戦略部の追加提出予定議案につきましては、総務委員会説明資料（その4）に基づきまして、その概要を説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

その他の議案等として条例案が3件ございまして、①職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の期末手当が改定されることに鑑み、本県の一般職の期末手当について人事委員会勧告に基づき改定を行うものであります。

2ページを御覧ください。

②知事等の給与に関する条例の一部改正につきましては、特別職の国家公務員の期末手当が改定されることに鑑み、知事等特別職の期末手当について同様の改定を行うものであります。

また、③会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、常勤職員との均衡を考慮し、本県の会計年度任用職員の期末手当について改

定を行うものであります。

追加提出予定案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

友永警務部長

私からは、県警察関係の条例案について御説明します。

お手元の県警察本部総務委員会説明資料の1ページ目を御覧ください。

その他の議案等にあります（1）条例案，ア，徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について御説明します。

この条例の改正の理由，改正の概要，施行期日につきましては，知事部局と同様でございます。

続きまして，2ページ目を御覧ください。

条例案，イ，徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

こちらの条例につきましても，改正の理由，改正の概要，施行期日は，知事部局と同様でございます。

以上が，条例案の概要でございます。

報告事項はございません。

御審議のほど，よろしくお願いいたします。

井下委員長

以上で，説明は終わりました。

これより質疑に入りますが，質疑につきましては，追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので，御協力をよろしくお願いいたします。

また，先ほど開会された議会運営委員会において，追加提出予定議案については，本日の委員会で十分審議の上，明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので，よろしくお願いいたします。

それでは，質疑をどうぞ。

原委員

私からは，給与に関する条例の改正について，質問させていただきたいと思います。

今回提出されております，人事委員会勧告に基づく給与条例の改正は，通常は11月議会で行われるべきところですが，国の動向等を踏まえ，特例的にこの時期になったことは承知しております。改めてこれまでの経緯についてお伺いしたいと思います。

岡島経営戦略部次長

ただいま，今回提案させていただいております給与条例に係る提案に至った経緯についての御質問かと思っております。

県職員の給与改定は，民間の給与水準や国家公務員の給与制度との均衡，いわゆる国公

準拠を図るため、人事委員会勧告に基づいて実施しているところでございます。

今年度については、コロナ禍という状況ということもあったかと思いますが、国のほうで令和3年12月のボーナスの減額改定を見送るという点、それから総務省からも、地方においても原則として国家公務員と同様の取扱いをするようにという要請を頂いた点を踏まえまして、本県でも同時期の給与改定を実施しないと決定させていただきました。

ただ、去る2月1日に人事院勧告のとおり、国家公務員の令和4年度のボーナスを引き下げる、また令和3年度の減額改定しなかった分については、来年6月のボーナスで減額改定するという点を内容といたします給与法案が出されたという状況でございます。

こうしたところを踏まえまして、本県もさきに申し上げたように、地方公務員法に基づく均衡の原則、国公準拠、人事委員会勧告の尊重といった点から、今回国に準じた改定を行いたいということで、2月議会に追加提案をさせていただいたというところでございます。

原委員

御答弁にありました人事委員会勧告の尊重、国公準拠の2点から国に準じて給与改定を行いたいとの説明がありましたが、今回の給与改定による職員一人当たりの期末手当の影響額はどの程度になるのでしょうか。分かるのであれば教えていただきたいと思います。

岡島経営戦略部次長

こちらについては、人事委員会のほうが試算しておりまして、勧告に基づきボーナスを減額改定した場合という仮定でございます。行政職員の平均年齢が43歳、44歳あたりということでございますので、その平均年齢にそぐう職員の給与をベースにいたしまして試算をしましたところ、年間で5万8,000円程度の減少が見込まれるところでございます。

原委員

給与改定の影響額については、平均で5万8,000円ということですが。今回の減額改定はやむを得ないとは思いますが、現在は新型コロナウイルス感染症の第6波の状況の下であり、大変な中、県職員の皆様は県民のために一生懸命頑張っていると思います。こうした職員に対し、モチベーションが下がらないような措置を講ずることが大変重要と思いますが、このことについて何かお考えなどがございましたら、教えていただきたいと思ます。

岡島経営戦略部次長

原委員のほうから、非常に温かいお言葉を頂戴いたしまして、我々職員、コロナをはじめ業務に従事するためのやる気につながるのではないかと考えております。

委員御指摘のとおりでございます。今、県職員一丸となってコロナ対策、特に患者の数に比例して業務が多くなる、例えば保健所の疫学調査でありますとか、入院調整本部などがありますけれど、そういったところが非常に忙しくなっております。もちろん職員も配置をして、増員した体制で対応を図っているところでございますけれども、非常に負荷を掛けているという現状は、委員の御指摘のとおりでございます。

そういった中で、新型コロナ対策の関連で申し上げますと、例えば保健所でPCR検査を受ける場合の検体採取やその補助業務、あるいは感染者宿泊施設で感染者が使用したりネンやごみの回収に当たった場合に、新たに特勤で日額3,000円から4,000円という形で、既存の手当と比べて高額となる手当の支給を、議会からも御承認いただきました。

また、モチベーションというところで申しますと、従来から職員表彰制度がありまして、特に平成21年度の制度の見直しで、受賞者に対してボーナスと連動するという制度を創設いたしました。そういった中で様々な分野での職員の頑張りが、もちろん今回のコロナもそうでございますけれども、一定、給与面にも反映される仕組みを作っているところでございます。

また、給与等の処遇以外においても、働き方改革タスクフォースでの検討結果を踏まえまして、業務見直しということで、予算査定の見直しや定例記者会見の曜日変更という形で職員の負荷を軽減する。あるいは、従来は8時半、9時半の2パターンだったものを6形態と多様な勤務形態を導入しております。これは、職員個々に応じた働き方改革として取り組んでおります。

今回はボーナスということで、本当は給与面でモチベーションを維持できることがベストかと思っておりますけれども、そういった様々な面で職員のモチベーションを低下させないように、引き続き、いろいろなものを検討していきたいと考えているところでございます。

原委員

職員のモチベーションを維持、向上させる取組について御説明いただきました。

保健所や入院調整本部をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる職員はもとより、職員は、様々な分野で県民の皆様のために一生懸命頑張っていると思います。こうした職員の意欲が低下すれば、結果として県民サービスも低下することになるかもしれませんので、そうしたことが生じないように、しっかりと対応していただきたいと思っております。頑張ってください。よろしく申し上げます。

井下委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・公安委員会関係の調査を終わります。

改めてになりますが、本日が最後になりましたので、1年間、委員の皆さん、理事者の皆さん、本当にありがとうございました。

先ほど、原委員からありましたが、給与についてはモチベーションが下がるようなこともあります。しっかりお互い頑張っていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(13時17分)